


所管部課	市民部産業振興課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市市民農園条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市市民農園条例			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>立野地区の区画整理事業における地番変更に伴い、東大和ファーマーズセンターの位置を変更する。</p> <p>(1) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第1の位置の立野1丁目961番地を立野1丁目9番地の2に変更する。 <p>(2) 施行日：土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地番変更による新しい地番を正しい地番とすることができる。 					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>条例の案文は、文書課において審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>条例改正後、地番変更の該当となる他課と調整し、市民等へ市報等で周知する必要がある。</p>					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>平成31年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。